



大明小学校



校長室から



令和4年6月10日

No. 3

文責 校長 三井 保

大明小 HP QR コード

いじめについて



6月に入り、梅雨入りも宣言されこれからしばらくうっとうしい季節が続いていきます。

子どもたちは日々様々なことを学習し成長しています。最近、1年生が大きくたくましくなってきたなど感じています。

6月は祝日もなく、4月以来の心身の疲れが蓄積されてきていることと、梅雨時のうっとうしさから子どもたちは個々により程度は違うものの精神的にイライラが募って、些細なことから友達同士のトラブルに発展し、つらい状況に追い込まれることがあります。

そこで今回は「いじめ」ということについて保護者の皆様にお伝えし、お願いしたいことを書かせていただきます。

平成25年9月「いじめ防止対策推進法」という法律が施行されました。この法律の中でいじめについて（法律の条文なので少し長く意味不明になるかもしれませんがお読みください。）「**児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等（学校だけでなく、同じ塾やスポ少なども含まれる）当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの**」と定義されています。簡単に言い直すと、人間関係の中で起こったことで本人がつらいと感じたことは全ていじめと認定する。ということです。

学校や教職員には責務として次の3点が強く求められています。①つらい状況に追い込まれる子どもたちがいなかどうか子どもたちに寄り添い様子を見守り、いじめが起こらないような環境づくりや教育を行うこと（未然防止）。②様々な方面から情報を収集し、つらい状況に置かれた子どもを早い段階で見つけること（早期発見）。③つらい状況に追い込まれた子どものつらさをできるだけ早く解消すること（早期解決）。本校でも積極的認知を心がけ、子どもたちや保護者の皆様から「つらい状況にある」と訴えがあった場合、「つらい状況」をできるだけ早く解消するため、組織的に取り組んでいきます。その際、保護者の皆様にも様々な御協力をお願いすることになります。

私も3人の男の子を育ててきましたので、学校から「三井さんのお子さんが〇〇君をつらい状況にさせてしまっています。」などと担任の先生から伝えられたらきっと動揺し、もしかしたら「うちの子に限って…」と考えてしまったのではないかと思います。保護者の皆様も私のように感じたり思ったりすることは仕方のないことだと思うのですが、このような状況が、是非、「子どもたちが様々な人間関係を通してお互いのつらさを理解し、お互いに成長できる機会。」とお考えいただき、協力して子どもたちを成長させるために支援していただければと考えております。

子どもたちは日々成長を続けております。その成長の過程で人と人の関係性が広がり、その関係の中で社会性が培われ、より一層成長します。同時に、様々な悩みを抱え、つらい思いをすることもあると思います。その「つらさ」を孤立させることなく、みんなで支え、全ての子どもたちが安心して楽しい学校生活を送ることができるよう御協力ください。また、お子様に少しでもつらい状況が見られるときは遠慮なく担任等にご相談ください。

※いじめ防止対策基本法には「第9条」で保護者の役割も定められています。

※本校ホームページの学校安全の場所に「大明小学校いじめ防止基本方針」をUPしました。御確認下さい。

※まもなく生徒指導部で「いじめ」に関するアンケート調査を行います。

※スマホなどの利用についてお子様の状況を御確認下さい。

保護者の皆様に御礼！

ホームページアクセス数が10万を超えました。今後も横澤教頭が全力で大明小学校の様子を更新しお知らせします。

乞うご期待！！